

長崎県公立大学法人職員の表彰に関する細則

〔平成26年3月24日〕
細則第4号

（目的）

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人職員表彰規程（以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、教員が規程第2条第1号に該当した場合の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰事由）

第2条 表彰は、教員が次の各号の一に該当した場合に行う。

- (1) 教育又は研究活動において、特に顕著な成果をあげた場合
- (2) 権威のある賞の受賞等により社会的に評価される成果をあげた場合
- (3) 公共及び社会的に有益な発明をした場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の表彰に値する行為等があったと認められる場合

（被表彰者の推薦）

第3条 副学長又は学部長は、前条各号のいずれかに該当する教員があるときは、学長に推薦することができる。

（表彰の時期）

第4条 表彰は、学長がその都度定める日に行うものとする。

（事務）

第5条 表彰に関する事務は、事務局総務課において処理する。

（補則）

第6条 この細則に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。